

福知山市職員収賄事件調査特別委員会の中間報告

平成20年12月24日 本会議報告

福知山市議会は平成20年3月10日、福知山市民病院・武道館建設工事に係わる収賄事件に関し、市民病院・武道館建設工事などに関する事項を調査するために、地方自治法第100条の権限を有する、8名の委員で構成する福知山市職員収賄事件調査特別委員会を設置いたしました。

この特別委員会は、収賄事件の全容を議会の立場から明らかにし、同時にその再発防止をすすめていくことを目的としています。収賄事件が発生して以降、その目的を果たすことが市民の負託に対する議会の果たす役割であることを肝に銘じて取り組んでまいりました。

それでは、まず、3月10日の特別委員会設置以降の主な経過について報告いたします。

特別委員会は、4月16日に第1回委員会を開催し、以後、今日まで9回の委員会を開催してきました。また、第1回委員会に先立ち、4月11日には、特別委員会の活動をすすめるにあたり、全国市議会議長会の法制主幹、水出豊氏を講師として迎え、全議員の参加のもと、調査にあたって留意すべき事項について研修を行ってきました。さらに、10回にわたる会議を開催するために、8人の委員による打ち合わせ会議を、3月27日以降今日まで合計21回に及ぶ打ち合わせ会議を行ってきたところであります。

一方、調査に関連して、福知山市当局に対し資料請求を行い、押収されている資料を除く膨大な関連資料が提出されました。また、資料に関連する市職員に補足説明を求め、数回にわたり説明を受けてきました。

さらに、贈賄側事件の判決が確定したことにもなつて、京都地方検察庁へ公判資料の閲覧を請求し10月17日に3名の委員による閲覧を行ってきました。また、11月19日から始まった芦田勲被告の公判には、11月19日の第1回公判には6名の委員を、11月21日の第2回公判、12月1日の第3回公判、12月12日の第4回公判、そして12月19日の第5回公判には、それぞれ2名の委員を傍聴に派遣してきました。

同時に、証人喚問や参考人招致など法的な問題もあることから、大阪弁護士会に弁護士の紹介を要請し、秋田真志弁護士の紹介を受け、以後3回にわたり特別委員会の活動や参考人招致など、適切な助言を受けてきたところであります。

以上のような経過をふまえ、特別委員会で調査してきた事項について報告いたします。

特別委員会では発足以後、ただちに関係する書類等の提出を市当局に求めてきましたが、事件の核心となる部分の資料についてはいまだ検察当局に押収されており、現存する書類等について提出いただき調査をすすめてきたところです。

特別委員会では、これらの資料のうち市民病院建設時における「什器」購入にかかわる調査を行い、その調査の中で、逮捕された幹部職員が大きく関与している問題点が明らかになりました。

その第1の問題は、契約書にある納品日には什器の一部ないしは全部が納品されていないにもかかわらず、本来什器が納入されたことを確認してから作成されるべき「物品検査調書」が、事実異なる契約書の日付となっており、市の財務規則に明確に反する行為が行われていたことです。また、市と業者とが契約後に

行った契約変更についても、その書類は事実と異なる日付となっており、財務規則に反していました。

第2の問題は、什器が納品されてから代金を支払うべきところを、一部の什器については約1年間納品されていないにもかかわらず代金が支払われていたという問題がありました。

収賄事件の全容解明と再発防止を目的とする特別委員会としても、このような措置がとられた背景や事実経過などをさらに調査する必要があると判断しました。これまでの調査は、あくまでも市提出の書類の調査と、市職員の補足的な説明を受けてきたものであり、契約相手方の業者に意見聴取も行い、経過や問題点をあらためて確認するために、さる12月2日に、3業者の実務責任者を参考人として招致してきたところです。

この12月2日に行われた参考人聴取では、契約変更しないままに納期が遅れたこと、契約変更の手続きが事実と異なる日付に取り交わされてきたことなどが改めて明らかになったことをはじめ、什器③谷村実業分の契約については、メーカーと市が直接やりとりをすることになっており、1年間什器が保管されていたことも業者が知らなかったことなど新たな事実も明らかになりました。

一方、公判にかかわる調査においては、贈賄側の公判については、京都地検での資料閲覧を行いました。ご承知の通り、被告人山口純資を懲役1年6ヶ月、また被告人芦田克弘を懲役10ヶ月に、ただし、被告人山口純資に対し4年間の刑の執行の猶予、被告人芦田克弘に対し3年間の刑の執行の猶予をとる処分が行われています。

この判決文の中で、その罪となる事実については、両被告が共謀の上、元福知山市民病院建設室長の芦田勲に対し、芦田総合建設の工事受注のためにたびかさなる接待などの賄賂を提供し、武道館建設工事においても、接待などの賄賂を提供していたこと、さらに山口純資については、立体駐車場建設の工事受注のために1000万円の多額の賄賂を提供してきたことが明確に記されていました。

この事実経過の中で、度重なる接待を受けてきたわけですが、すでに福知山市としての調査でも明らかになったように、この接待の場において、他の福知山市職員が繰り返し同席していたことは、大変遺憾なことではあることは言うまでもないことであります。

また、この件に関して、公判調書の中でもふれられているわけですが、接待の旅行には、当時の福知山市土木建築部職員も同行しており、福知山市の発注する工事に関し、芦田総合建設が有利かつ便宜な取り計らいを受けたいなどの趣旨の下、山口純資及び芦田克弘が費用を負担していることから、今回明るみになった事件以外の公共工事についても、今後調査をすすめる必要があります。

さらに、同じく公判調書には、立体駐車場建設工事にかかわって、工事を受注した株式会社尚和の経営状態に疑問を持った元請負人である大林組の意向によって、福知山市の地元業者、谷村実業が介在しているという記述がありましたが、この業者については判決文中にも役員名が記述されており、注目しなければならないことであります。

同時に、公判調書では、武道館建設工事においても、入札参加資格の条件緩和にかかわって、芦田勲被告が当時の契約検査課長に直接指示をしてその結果入札参加資格が緩和されたことが明記されており、この事実経過についても、本委員会として今後注目すべき事実であると考えます。

さらに、山口純資の供述調書にかかわってではありますが、武道館建設工事については、裁判で扱われた問題は、入札参加資格の条件緩和でありました。しかし、この供述調書では、条件緩和とあわせて、最低入札価格について山口純資が芦田勲被告に問い合わせをしていることが記述されていましたが、最低制限価格の取り扱いについては、今後も福知山市の入札制度の中で非常に重要な課題でもあり、注目すべき事項であると考えます。

また、収賄側の芦田勲被告の公判については、すでに5回開催されていますが、その主な内容として以下報告いたします。

第1点は、芦田勲被告の弁護側冒頭陳述において、接待による収賄罪については争わないと表明したことです。つまり1000万円の賄賂を受け取ったことはないこと、そして便宜をはかった事実はないが、接待旅行そのものが収賄罪にあたることを認めています。しかし、この接待旅行には当時の土木建築部長や契約検査課長、さらに部下の職員も参加しています。また、公判の中では、当時の土木建築部長が市の調査報告にはない接待を受けていたことなども指摘をされており、これまで福知山市の内部調査が行われ、2回の報告が出されてきましたが、その信憑性も含めて、今後当特別委員会でも注目すべき事実であります。

次に第2点は、現在特別委員会で調査をすすめている什器購入について、その契約業者である谷村実業株式会社が、駐車場工事の第1次下請け業者であり、その2次下請け業者は、現金を渡したとされる株式会社尚和ということであります。この事実は、市の調査報告にも触れられておらず、これまでまったく明らかにされてこなかったことであり、大林組と谷村実業株式会社、株式会社尚和の関係や、これまで当特別委員会が調査をすすめてきた什器購入の関係からも注目しなければなりません。

最後に第3点ですが、弁護側の冒頭陳述に、「賄賂として渡された1000万円が、別の公務員にわたされたか、山口純資自身が使ってしまった疑いが残らないか、この点に注意して審理をすすめてほしい」とした点であります。当特別委員会としても注目していきたいと考えています。

以上が、報告の概要であります。引き続き公判の行方をしっかりと見守りたいと考えます。

最後に、この間の活動を踏まえながら、今後の課題について申し上げます。

引き続き、芦田勲被告の公判は続きます。したがって、収賄事件の本質的な部分につきましては、公判にゆだねなければなりません。これまですすめてきた活動を踏まえて以下、数点にわたって申し上げます。

第1は、市民病院什器購入に係わる問題です。この点では、すでに述べてきたように、これまでの調査と参考人招致などで問題点は鮮明となっており、その内容を市当局自身が明らかにし、是正していくことを強く要請するものです。この問題を通して、市職員と業者がルーズな関係となっていたことは明白であり、このような関係が、このたびの収賄事件の背景にあったとすることであり、再発防止に向けた市当局の取り組みを強く求めるところです。

第2は、什器購入の問題は、引き続き、指名から入札などで解明すべき問題があります。公判の行方を見ながら、引き続きメーカーや市職員の供述を求め、官製談合の問題なども視野に入れて、真相を明らかにしていきます。

第3は、公判で明らかになってくる事実について検証していくことも求められています。これまで報道や市の調査報告になかった事実が次々に明るみに出てきています。その一つ一つに注目し、調査をすすめます。

第4は、什器購入の調査と併せて、都づくりプロジェクトの経過についても調

査をすすめます。これら大型事業については、今後の市政の大きな課題となっていますが、一方で、収賄事件の芦田勲被告が大きくかかわってきたものです。したがって、市から提出された資料など調査をすすめます。

以上、この間の経過とその活動内容と課題について申し上げ、中間報告といたします。